半島振興法の概要

国土交通省

半島振興法（昭和60年法律第63号）

○　我が国において重要な役割を果たしている半島地域について、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の制約を受けていること並びに産業基盤及び生活環境の整備等について低位にあることに鑑み、半島地域の振興に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域における創意工夫を生かし、半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含む多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上、半島地域における定住の促進等及び半島防災の推進を図り、あわせて国土の均衡ある発展並びに地方創生に資することを目的とする。

半島振興法の体系

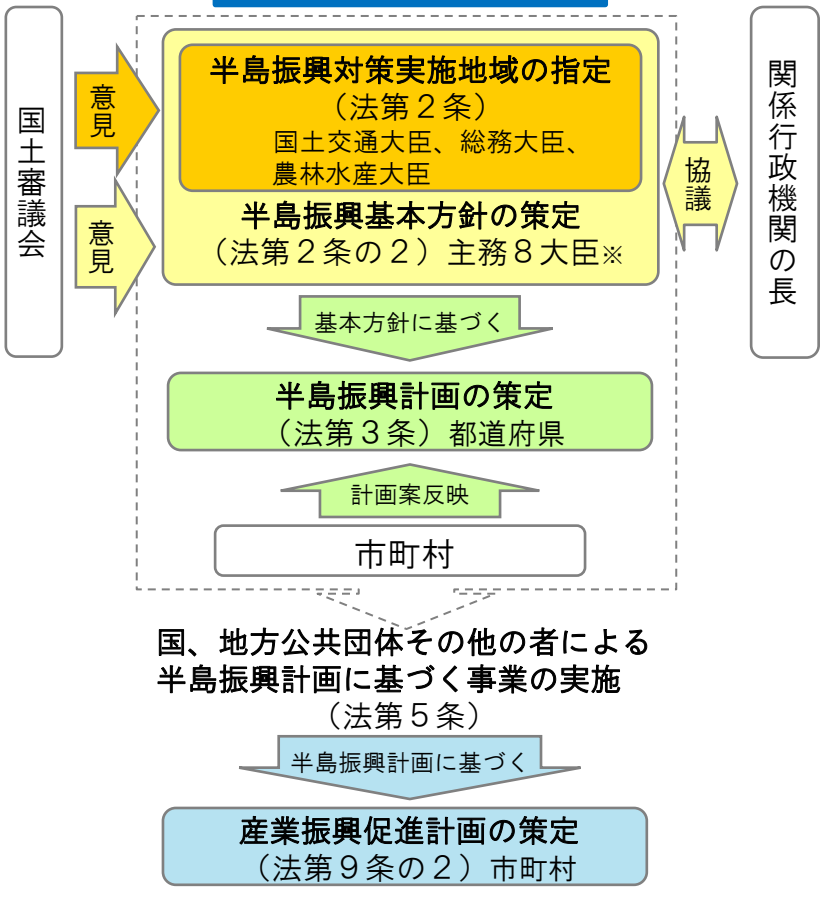

※「主務８大臣」は、
国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、
内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣及び環境大臣

○半島振興対策実施地域の現況

- 23地域　（22道府県、194市町村）
- 面積　：4.2万㎢（全国の11.1%）
- 人口（R2）　：377万人（全国の3.0%）
- 人口増減率（H27-R2）：△6.8%（全国：△0.7%）
- 高齢化率（R2）　：37.5%（全国：28.6%）